

写

福島労発基 0512 第 5 号  
令和 4 年 5 月 12 日

別記関係団体の長 殿

福島労働局長  
(公印省略)

### 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和 4 年 厚生労働省令第 83 号。以下「改正省令」という。）が令和 4 年 4 月 28 日に公布され、有害な業務に従事する労働者に対する歯科健康診断の結果の報告に係る改正を行ったところです。

改正省令につきましては、令和 4 年 10 月 1 日から施行することとしており、改正の趣旨、内容は下記のとおりですので、貴団体におかれましても、歯科健康診断の適切な実施及び報告に関する本制度改正の趣旨を御理解いただき、会員事業場等に対して周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

#### 記

##### 第 1 改正の趣旨

改正省令は、歯科健康診断の実施状況について、令和元年度に一部地域で実施した自主点検の結果により、常時使用する労働者が 50 人未満の事業場において、法定の歯科健康診断の実施率が非常に低いことが判明したことを受け、歯科健康診断の実施状況を正確に把握し、その実施率の向上を図るために、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛規則」という。）第 52 条等について、所要の改正を行ったものである。

##### 第 2 改正の内容



- (1) 有害な業務（※）に従事する労働者に対して歯科健康診断を実施する義務のある事業者について、その使用する労働者の人数にかかわらず、安衛則第48条の歯科健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、歯科健康診断の結果の報告を所轄労働基準監督署長に行わなければならないこととしたこと。
- ※ 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条第3項において、「塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、沸化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務」と規定されている。
- (2) 現行の定期健康診断結果報告書（様式第6号）から、歯科健康診断に係る記載欄を削除することとし、歯科健康診断に係る報告書として、「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第6号の2）」を新たに作成したこと。当該報告書について、様式第6号により報告を求めていた事項に加え、法定の歯科健康診断の対象労働者が従事する有害な業務の具体的な内容を把握するため、様式第6号には記載欄がなかった歯科健康診断に係る有害な業務の内容等の記載欄を追加したこと。
- (3) その他所要の改正を行ったものであること。

### 第3 施行期日等

- (1) 施行期日  
改正省令は、令和4年10月1日より施行することとしたこと。
- (2) 経過措置  
改正省令の施行の際、現に提出されている改正省令による改正前の安衛則（以下「旧安衛則」という。）様式第6号の報告書（安衛則第48条の健康診断（定期のものに限る。）に係るものに限る。）は、改正省令による改正後の安衛則様式第6号の2の報告書とみなすとともに、改正省令の施行の際、現にある旧安衛則に定める報告書の用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとしたこと。  
また、改正省令の施行の日前に行われた安衛則第48条の健康診断（定期のものに限る。）に係る同令第52条の規定の適用については、なお従前の例によることとしたこと。

# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案 概要

令和4年3月23日

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

## 1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第3項において、事業者は、有害な業務（※）に従事する労働者に対し、歯科医師による健康診断（以下「歯科健康診断」という。）を行わなければならないとしており、その具体的な内容について労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）第48条で定めている。

（※）労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条第3項において、「塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、<sup>ふつ</sup>弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務」と規定されている。

- また、安衛則第52条の規定により、常時50人以上の労働者を使用する事業者は、歯科健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととなっている。
- 今般、歯科健康診断の実施状況について、令和元年度に一部地域で実施した自主点検の結果により、常時使用する労働者が50人未満の事業場においては、歯科健康診断の実施率が非常に低いことが判明した。
- また、同じく有害業務に従事する労働者に対する健康診断として特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）や有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）等において規定されている健康診断（以下「特殊健康診断」という。）においては、事業場の人数にかかわらず、全ての事業者に対して、当該健康診断の実施について報告義務が課されている。
- そこで、他の特殊健康診断と同様に歯科健康診断の報告義務についても、実施状況を正確に把握し、その実施率の向上を図るため、事業場の人数にかかわらず、実施報告の義務付けを行うこととし、安衛則第52条等について所要の改正を行うものである。

# 労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

## 2. 改正の内容

- ・ 歯科健康診断を実施する義務のある事業者について、使用する労働者の人数にかかわらず、安衛則第48条の歯科健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、歯科健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出することとする。
- ・ 加えて、現行の定期健康診断結果報告書（安衛則様式第6号）から、歯科健康診断に係る記載欄を削除することとし、歯科健康診断に係る報告書として、「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第6号の2）」を新たに作成する。報告事項は様式第6号により報告を求めていた事項に加え、法定の歯科健康診断対象労働者が従事する有害な業務内容を把握するため、様式第6号の2には、様式第6号には記載欄がなかった歯科健康診断に係る有害な業務の内容等の記載欄を追加することとする。
- ・ その他所要の改正を行う。

## 3. 施行時期

- ・ 令和4年10月1日（予定）

## 4. 参照条文（労働安全衛生規則（抄））

（歯科医師による健康診断）

第四十八条 事業者は、令第二十二条第三項の業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務についての後六月以内ごとに一回、定期に、歯科医師による健康診断を行なわなければならない。

（健康診断結果報告）

第五十二条 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、第四十四条、第四十五条又は第四十八条の健康診断（定期のものに限る。）を行なつたときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書（様式第六号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。